新たに住民税均等割非課税世帯または 新たに均等割のみ課税世帯となる皆さまへ



物価高騰対策支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

給付金の支給額

1世帯あたり10万円 同世帯に属する18歳以下の 子ども1名に対し5万円を加算

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を <u>受理した日から3週間後</u>が目安で す。**※初回振込は9月10日です。**

支給対象

世帯全員が「**住民税均等割が非課税**」の世帯 または**「均等割のみ課税」**の世帯※定額減税前で判定 〇申請期限 令和6年10月31日(木)

給付金の支給手続き

世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から長和町にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。 ※確認書は、令和6年6月3日時点で住民登録のある市区町村から届きます。
- 中身を確認して、市区町村に返信してください。【確認事項】

記載された給付金振り込み口座番号等に誤りがないか確認してください。



世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、中請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市区町村の窓口に、直接または郵送でご提出ください。

ご注意ください!

お問い合わせ

物価高騰対策支援給付金に関する、不審 な電話や郵便があった場合は、お住まい の市区町村や最寄りの警察署か警察相談 専用電話(#9110)にご連絡ください。 町民福祉課福祉係 「物価高騰対策支援給付金」窓口 受付時間 平日8:30~17:15

